

## 岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、中山間地域及びへき地の地域（以下「中山間・へき地」という。）における医療を確保するため、各圏域における中核病院等がその病院に勤務する医師等を中山間・へき地の医療機関へ派遣し診療支援を行う事業（以下「補助対象事業」）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 県の各圏域における中核病院（原則200床以上の一般病床を有するものに限る。）
- 二 へき地医療拠点病院（原則200床以上の一般病床を有するものに限る。）
- 三 一号に掲げる病院に準ずる病院として、知事が認める県外の病院

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業の内容及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第2条第1号及び第3号に該当する補助対象事業者 別表1
  - 二 第2条第2号に該当する補助対象事業者 別表2
- 2 補助金の交付額は次により算出された額とする。
- 一 別表の補助対象経費の区分ごとにその実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を合計した額（ただし、「巡回診療等自動車購入経費」及び「医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備経費」については、実支出額と上限額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額により算出する。）と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。
  - 二 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - 三 なお、第1項第1号に掲げる補助金の交付額は、「岐阜県医師派遣支援事業費補助金」の交付を受けた場合に算出される補助金の交付額を超えないものとする（派遣毎に交付額を比較すること。）
- 3 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 補助対象事業により、医師等の派遣を受ける医療機関（以下「派遣先医療機関」という。）は、県内の中山間・へき地に立地する全ての病院及び診療所とし、補助対象事業者は当該地域に立地する全ての病院及び診療所に対して、補助対象事業を行うものとする。ただし、補助対象事業者と開設者や管理者が同一である派遣先医療機関に対し行う補助対象事業並びに派遣先医療機関のうち、へき地診療所及び過疎地域特定診療所に対し行う別表1の医師等派遣経費は、補助の対象外とする。
- 5 県内の中山間・へき地は、別表3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- 一 補助対象事業者は、補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助対象事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りではない。
- 二 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認

を受けること。

三 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

四 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

五 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。

2 前項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業経費の配分変更承認申請書 別記第2号様式

二 補助事業の内容変更承認申請書 別記第3号様式

三 補助事業の中止（廃止）承認申請書 別記第4号様式

四 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 別記第5号様式

3 補助金対象事業者及び派遣先医療機関双方において、派遣される医師等の身分や勤務条件等について協定・覚書等を締結するものとする。

（申請書の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取り下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（状況報告）

第8条 知事は、必要があると認めたときは、補助対象事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（実績報告）

第9条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助対象事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請

求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第11条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱第3条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱第3条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第12条 規則第21条第2項に規定する財産は、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上（補助対象事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助対象事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具を、知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入額の全部又は一部を県に返還することができる。

(書類、帳簿等の整備)

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に定める調書の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後15年間とする。

(補助事業の表示)

- 第14条 補助対象事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

(委任)

- 第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行し、この要綱による規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱による規定は平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費			補助金の額
	区分	基準額	対象の経費	
<p>1 中山間・へき地の医療機関への医師等の派遣及び技術指導、援助に関すること。</p> <p>2 派遣医師等の確保及び待機に関すること。</p> <p>3 中山間・へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。</p> <p>4 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</p> <p>5 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。</p> <p>6 中山間・へき地における医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備</p>	医療活動費	<p>派遣元医療機関 1 か所当たり次により算出された額の合計</p> <p>(1) 医師等派遣経費            医師 61,000 円×延日数            その他 25,000 円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費            3,700 円×延回数</p>	<p>中山間・へき地にある医療機関への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬            給料            職員手当等            共済費            賃金            報償費            旅費（研究費に計上したものを除く。）            需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）            役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）            原材料費            備品購入費（単価 50 万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>	<p>次に掲げる(1)の額と(2)の額とを比較して少ない方の額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。以下同じ。）なお、補助金の交付額は、「岐阜県医師派遣支援事業費補助金」の交付を受けた場合に算出される補助金の交付額を超えないものとする（派遣毎に交付額を比較する。）</p> <p>(1) 補助対象経費の区分ごとにその実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を合計した額（ただし、「巡回診療等</p>

に関すること。			公課費	自動車購入購入経費」及び「医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備経費」については、実支出額と上限額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗して得た額により算出する。）
	医師確保費	派遣元医療機関1か所当たり次により算出された額の合計  (1) 医師等待機経費 医師 300,000円×延月数 その他 150,000円×延月数  (2) 派遣元医療機関赴任経費 100,000円×延回数	中山間・へき地の医療機関へ派遣する医師を確保することに係る経費  職員手当（ただし、中山間・へき地の医療機関への派遣業務に備え待機した場合に限る。）  旅費（ただし、新たに派遣元医療機関へ赴任した場合に限ることとし、医療活動費及び研究費に計上したものを除く。）	(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
	備品購入費	派遣元医療機関1か所当たり（補助対象額の上限） 巡回診療等自動車購入経費 4,000,000円×1台	備品購入費（ただし、巡回診療等に供する自動車の購入に限る。）	
	研究費	1回当たり 50,000円	学会出席に必	

			<p>要な経費 旅費（学会出席 旅費）</p>
研修費	1回当たり 150,000 円	<p>中山間・へき地の医療機関の医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>講師謝金 旅費 需用費（消耗品費及び印刷製本費）</p>	
医療費	派遣元医療機関1か所当たり 500,000 円	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>需用費（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料） 備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）</p>	
伝送装置経費	<p>派遣元医療機関1か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像等伝送装置（へき地医療拠点病院診療支援システム）の稼働に要する経費</p>	<p>静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p>	

		(912,810 円 + 76,420 円) ×稼働月数	報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 需用費（消耗品費、修繕料等） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。） 委託料（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）
	総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	派遣元医療機関1か所当たり 2,253,000 円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く。）  報酬 給料 職員手当等 共済費

			賃金 報償費 旅費 需用費（消耗品 費、印刷製本 費、会議費） 役務費（通信運 搬費）	
	医師等 人材育 成に係 る研修 環境整 備のた めの設 備整備 経 費	派遣元医療機関1か所当たり (補助対象額の上限)  30,000,000 円	医師等人材育 成に係る研修環 境整備のための 設備整備に必要な次の経費  設備整備費（医 師等の手技向 上を図るため にトレーニング に必要な医療 機器、シミュ レーション 機器等）	

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費			補助金の額
	区分	基準額	対象の経費	
<p>1 中山間・へき地の医療機関への医師等の派遣及び技術指導、援助に関すること。</p> <p>2 派遣医師等の確保及び待機に関すること。</p> <p>3 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを實踐できる医師の育成に関すること。</p> <p>4 中山間・へき地における医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備に関すること。</p>	医療確保費	<p>派遣元医療機関 1 か所当たり次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 医師等待機経費 医師 300,000 円×延月数 その他 150,000 円×延月数</p> <p>(2) 派遣元赴任経費 100,000 円×延回数</p>	<p>中山間・へき地の医療機関へ派遣する医師を確保することに係る経費</p> <p>職員手当(ただし、中山間・へき地の医療機関への派遣業務に備え待機した場合に限る。)</p> <p>旅費(ただし、新たに派遣元医療機関へ赴任した場合に限ることとし、医療活動費及び研究費に計上したものを除く。)</p>	<p>次に掲げる(1)の額と(2)の額とを比較して少ない方の額(その額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。以下同じ。)</p> <p>(1) 補助対象経費の区分ごとにその実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を合計した額(ただし、「医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備経費」については、実支出額と上限額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額により算出する。)</p>
	備品購入費	<p>派遣元医療機関 1 か所当たり(補助対象額の上限)</p> <p>巡回診療等自動車購入経費 4,000,000 円×1 台</p>	<p>備品購入費(ただし、巡回診療等に供する自動車の購入に限る。)</p>	

	<p>総合的な診療能力を有する医師育成関係経費</p>	<p>派遣元医療機関1か所当たり 2,253,000円</p>	<p>総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く。）</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 役務費（通信運搬費）</p>	<p>（2）総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
	<p>医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備経費</p>	<p>派遣元医療機関1か所当たり （補助対象額の上限） 30,000,000円</p>	<p>医師等人材育成に係る研修環境整備のための設備整備に必要な次の経費</p> <p>設備整備費（医師等の手技向上を図るためのトレーニングに必要な医療機器、シミュレーション機器等）</p>	

別表 3 (第 4 条関係)

厚生労働省令 (平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 70 号) により指定された地域

県内圏域	中山間・へき地に該当する市町村
岐 阜	本巢市、山県市
西 濃	大垣市、揖斐川町、関ヶ原町
中 濃	郡上市、関市、美濃市、可児市、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村
東 濃	多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市
飛 騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙1-1）
- 3 所要額調（別紙1-2）
- 4 所要額明細書（別紙1-3）
- 5 所要額明細書（個別表）（別紙1-4）
- 6 添付書類
  - （1）歳入歳出予算書（見込書）抄本
  - （2）その他参考となる資料





(5) 総合的な診療能力を有する医師育成計画

1. 指導医委員会開催計画

開催予定年月日	構成人員
第1回 年 月 日	〇〇〇医師会1名、〇〇1名 … 計〇〇人
第2回 年 月 日	

2. 指導医略歴

指導医氏名	中山間・へき地医療従事年数	指導時間／1週あたり	指導期間

(6) 医師等確保のための人材育成に係る研修環境の整備計画

環境整備の内容（導入予定設備等）	研修内容・研修体制	備考
【導入予定設備等・導入時期】	【内容・回数】	
【整備に係る内訳：積算内訳】	【研修対象予定人数】 人	

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金 所 要 額 調

病院名	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) = (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助所要額 C・Fいずれか 少ない方の額
	円	円	円	円	円	円	円
計							

(記入上の注意)

- 1 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 「県補助所要額」欄は、「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額を記入すること。(1, 000円未満の端数は、切り捨てること。)

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金 所要額明細書

区	分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引事業費	対象経費の支出予定額	基準額	選定額
病院名	種目	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	D・Eいずれか少ない方の額
	医療活動費	円	円	円	円	円	円
	医療確保費						
	備品購入費						
	研究費						
	研修費						
	医療費						
	伝送装置経費						
	総合診療医育成経費						
	設備整備費						
	その他						
	計						

(記入上の注意)

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金所要額明細書（個別表）と一致するものであること。

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金所要額明細書（個別表）

病院名 \_\_\_\_\_

(1) 支 出

区 分	支出予定額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘 要 支出予定額について算出基礎 を記載すること
(医療活動費) 1. 報 酬 2. 給 料 医 師 看 護 師 運 転 手 そ の 他 3. 職 員 手 当 等 医 師 看 護 師 そ の 他 4. 共 済 費 医 師 看 護 師 運 転 手 そ の 他 5. 賃 金 6. 報 償 費 7. 旅 費 8. 需 用 費  9. 役 務 費  10. 委 託 料 11. 使用料及び賃借料 12. 原 材 料 費 13. 備 品 購 入 費	円	円	円	消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 ○ ○ ○ 計 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ ○ 計

14. 公 課 費 小 計				購入予定品目書を添付すること
(医師確保費) 15. 職員手当等 医 師 看 護 師 そ の 他 16. 旅 費 小 計				
(備品購入費) 17. 備 品 購 入 費 備品購入費 計				
( 研 究 費 ) 18. 旅 費 研 究 費 計				
( 研 修 費 ) 19. 講 師 謝 金 20. 旅 費 21. 需 用 費 小 計				
( 医 療 費 ) 22. 需 用 費 23. 備 品 購 入 費 小 計				医薬材料費 医療用消耗品費 医療機器修繕料 計 購入予定品目書を添付すること
(伝送装置経費) 24. 報 償 費 25. 需 用 費 26. 役 務 費 27. 使用料及び賃借料 28. 備 品 購 入 費 29. 委 託 料				へき地医療拠点病院診療支援システム に係る予定経費を記入すること。  伝送装置の借料 購入予定品目書を添付すること 上記に掲げる経費のうち、へき地医療 拠点病院診療支援システムに該当する予 定経費を記入すること。

小 計				
(総合診療医育成経費)				
30. 報 酬				
31. 給 料 医 師				
31. 職員手当等 医 師				
32. 共 済 費 医 師				
33. 賃 金				
34. 報 償 費				
35. 旅 費				
36. 需 用 費				消耗品費 印刷製本費 会議費
37. 役 務 費				通信運搬費
小 計				
(設備整備費)				
38. 設備整備費				
小 計				
合 計				
(その他)				
39. ○ ○ ○				対象とする経費以外のもの支出予定 の経費を計上すること。
総 計				

(2) 収 入

区 分	収 入 見 込 額	摘 要 (算出基礎を記載すること)
寄附金その他の 収入	円	
計		

(記入上の注意)

1. 支出予定額欄の「給料」「職員手当等」及び「共済費」は、次の方法で記入すること。

(1) 専任の場合

専任者の給料、職員手当等、共済費の支出予定額

(2) 兼任の場合

兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割り計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数を乗じて  
得た額。

また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。

なお、兼任者の職員手当等は中山間・へき地医療活動に関するものに限ること。

2. 基準額欄は、次により記入すること。

(1) 巡回診療等自動車経費は、予定回数の合計数に単価を乗じて得た額を計上すること。

3. 収入は、次により記入すること。

(1) 寄付金その他の収入は、中山間・へき地に立地する医療機関への医師等派遣に要する経費を当該医  
療機関から徴収し、含めて記入すること。

岐阜県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金に係る  
補助対象事業経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり補助対象経費の配分の変更の承認を受けたいので、岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

岐阜県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金に係る  
補助対象事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり事業内容の変更の承認を受けたいので、岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金に係る  
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

記

中止（廃止）する理由

第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県中山間・へき地支援医療事業費補助金について、岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告書  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要  
県補助金返還相当額）  
金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書（別紙2-1）
- 2 所要額精算書（別紙2-2）
- 3 実績額明細書（別紙2-3）
- 4 実績額明細書（個別表）（別紙2-4）
- 5 添付書類
  - （1）歳入歳出決算（見込）書抄本
  - （2）その他参考となる資料



(3) 研修会実施状況

研 修 会 名	実 施 期 間	講 師 員	職 種 別 参加人員	実 施 内 容 ( 具 体 的 に )
〇〇研修会	自 年 月 日 至 年 月 日	人	人	

(注)「職種別」とは、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類する。

(4) 静止画像等伝送装置導入状況  
導入計画について

(記入例)

〇〇〇〇病院 

---

 A病 院 (三次機能病院等)  
B 診療所  
C 診療所

(5) 総合的な診療能力を有する医師育成状況

1. 指導医委員会開催状況

開催年月日	構成人員
第1回          年 月 日	〇〇〇医師会 1名、〇〇 1名 … 計〇〇人
第2回          年 月 日	

2. 指導医略歴

指導医氏名	中山間・へき地医療従事年数	指導時間 / 1週あたり	指導期間

(6) 医師等確保のための人材育成に係る研修環境の整備状況

環境整備の内容 (導入設備等)	研修内容・研修体制	備考
<b>【導入設備等・導入時期】</b>	<b>【内容・回数】</b>	
<b>【整備に係る内訳：積算内訳】</b>	<b>【研修対象人数】</b> 人	

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金所要額精算書

病院名	総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助所要 額 (G)	県補助交 付決定額 (H)	県補助受入 額 (I)	差引過 △不足額 (I)-(G)=(J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- 「選定額」欄には、中山間・へき地医療支援事業費補助金実績額明細書によって種目ごとに選定された額の合計額を記入すること。
- 「県補助所要額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額を記入すること。(1,000円未満の端数は切り捨てること。)

岐 阜 県 中 山 間 ・ へ き 地 医 療 支 援 事 業 費 補 助 金 実 績 額 明 細 書

区 分		総 事 業 費 (A)	寄付金その他の 収 入 額 (B)	差 引 事 業 費 (A) - (B) = (C)	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 D・Eいずれか 少ない方の額 (F)
病 院 名	種 目						
	医 療 活 動 費 医 師 確 保 費 備 品 購 入 費 研 究 費 研 修 費 伝 送 装 置 経 費 総 合 診 療 医 育 成 経 費 設 備 整 備 費 そ の 他	円	円	円	円	円	円
	計						

(記入上の注意)

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金実績額明細書（個別表）と一致するものであること。

岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金実績額明細書（個別表）

病院名 \_\_\_\_\_

(1) 支 出

区 分	支 出 済 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘 要 支出済額について算出基礎 となる証書を添付すること
(医療活動費) 1. 報 酬 2. 給 料 医 師 看 護 師 運 転 手 そ の 他 3. 職 員 手 当 等 医 師 看 護 師 そ の 他 4. 共 済 費 医 師 看 護 師 運 転 手 そ の 他 5. 賃 金 6. 報 償 費 7. 旅 費 8. 需 用 費  9. 役 務 費  10. 委 託 料 11. 使 用 料 及 び 賃 借 料 12. 原 材 料 費 13. 備 品 購 入 費	円	円	円	消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 ○ ○ ○ 計 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ ○ 計

14. 公 課 費 小 計				購入予定品目書を添付すること
(医師確保費) 15. 職員手当等 医 師 看 護 師 そ の 他 16. 旅 費 小 計				
(備品購入費) 17. 備品購入費 備品購入費 計				
( 研 究 費 ) 18. 旅 費 研 究 費 計				
( 研 修 費 ) 19. 講 師 謝 金 20. 旅 費 21. 需 用 費 小 計				
( 医 療 費 ) 22. 需 用 費 23. 備 品 購 入 費 小 計				医薬材料費 医療用消耗品費 医療機器修繕料 計 購入済品目書の証書を添付すること
(伝送装置経費) 24. 報 償 費 25. 需 用 費 26. 役 務 費 27. 使 用 料 及 び 賃 借 料 28. 備 品 購 入 費 29. 委 託 料				へき地医療拠点病院診療支援システム に係る支出済経費を記入すること。  伝送装置の借料 購入済品目書を添付すること 上記に掲げる経費のうち、へき地医療 拠点病院診療支援システムに該当する支 出済経費を記入すること。

小 計				
(総合診療医育成経費)				
30. 報酬				
31. 給料 医師				
31. 職員手当等 医師				
32. 共済費 医師				
33. 賃金				
34. 報償費				
35. 旅費				
36. 需用費				消耗品費 印刷製本費 会議費
37. 役務費				通信運搬費
小 計				
(設備整備費)				
38. 設備整備費				
設備整備費計				
合 計				
(その他)				
39. ○ ○ ○				対象とする経費以外のものの支出済経費を計上すること。
総 計				

(2) 収 入

区 分		収納済額 (円)	摘要
寄附金 その他 の収入 額	寄 附 金		内訳
	そ の 他 の 収 入		内訳
合 計			

(記入上の注意)

1. 支出済額欄の「給与」「職員手当等」及び「共済費」は、次の方法で記入すること。
  - (1) 専任の場合  
専任者の給料、職員手当等、共済費の支出済額
  - (2) 兼任の場合  
兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数を乗じて得た額。  
また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。  
なお、兼任者の職員手当等はへき地医療活動に関するものに限ること。
2. 基準額欄は、次により記入すること。
  - (1) 巡回診療等自動車経費は、実施した回数合計額に単価を乗じて得た額を計上すること。
3. その他の収入には、中山間・へき地に立地する医療機関へ医師を派遣した際に、派遣先医療機関から派遣された医師等が直接的に報酬を受け取った場合等の収入を記入すること。

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった 年度岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

- 1 確定補助金額（交付決定額）
- 2 既受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額

振込は下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号